

市 政

市発展祭で市政功労者・一般功労者ほかを表彰
長年にわたるご尽力に心から感謝します

市制51周年を記念し、5月8日に市民会館サルビアホールで市発展祭を行いました。
式典の席上で、長年、本市の発展に尽くされた10人の皆さんを市政功労者として、様々な分野で功労のあった13人の皆さんを一般功労者として表彰しました。また、平成14年度中に多額の寄付などをされた皆さんに特別感謝状を、14年度竣工事業で2000万円以上の業者に工事関係感謝状を贈呈しました。

△敬称略／5月8日現在▽

■市政功労者



神谷 剋良
桜井町／63歳
市議会議員20年



石川 政次
二本木新町／75歳
市議会議員16年
町内会長1年



杉浦 弘明
福金町／65歳
市議会議員12年
町内会長2年



杉浦 庄工門
安城町／64歳
市議会議員8年
農業委員3年



河瀬 敏春
二本木町／65歳
県議会議員12年



三浦 静夫
和泉町／66歳
農業委員21年



林 哲夫
小川町／64歳
農業委員15年



奥谷 重夫
昭和町／53歳
市消防団団長8年
副団長8年



岩瀬 繁松
城ヶ入町／75歳
町内会長16年



齋藤 正吾
福金町／82歳
市遺族連合会会長
8年・副会長4年

●現職中につき表彰を留保させていた
いただいた皆さん

和田 米吉 (住吉町／65歳)
市議会議員
山田 稔 (里町／69歳)
市議会議員
石川 道代 (根崎町／66歳)
市保護司会会長
神谷 美智子 (住吉町／65歳)
市民生委員・児童委員地区会長連絡協議会長

■一般功労者

吉見 幸造 (弁天町／66歳)
人権擁護委員
石川 卓雄 (井杭山町／80歳)
市交通指導員
杉崎 梶太郎 (藤井町／75歳)
市交通指導員
横山 良男 (東端町／64歳)
市交通指導員
宮田 富之 (福金町／61歳)
市交通指導員
石川 節 (高棚町／60歳)
市交通指導員

神谷 重基 (東端町／73歳)
安城商工会議所議員・監事
小西 紀久雄 (名古屋市／62歳)
安城商工会議所常議員
鳥居 充 (東別所町／65歳)
市体育協会理事・常任理事
近藤 節子 (東別所町／64歳)
市水泳協会理事・市体育協会副理事長
田中 道彦 (御幸本町／70歳)
安城文化協会理事・副会長
天野 暢保 (古井町／66歳)
市文化財保護委員・副委員長
榊原 亘 (宇頭茶屋町／40歳)
市消防団員・副団長

■特別感謝状贈呈者

安城南ライオンズクラブ (御幸本町)
教育文化振興のため多額の寄付
故石川七千代 (木村君那智) 弟
石川 男四男 (横浜市)
社会福祉のため多額の寄付
内田 フミ子 (名古屋市)
教育文化振興のため貴重な人形を寄贈
近藤 文男 (大東町)
芸術文化振興のため貴重な郷土作家美術作品を寄贈
東仁田 了次 (刈谷市)
社会福祉のためヘリコプター遊覧飛行の機会を提供

問い合わせ▼秘書課

治 水

水害のない安全なまちに
5月15日～21日は総合治水推進週間

近年、本市では宅地化が進み、雨水がたまったり、染み込んでいく田畑がなくなってきたため、短時間に多量の水が川に流れ出るようになりました。このため、平成12年の東海豪雨を始めとした水害が多く発生するようになっていきます。

そこで、河川や下水道の整備を進める一方、弱くなった田畑の洪水調節能力を補うため、雨水の貯留・浸透施設を流域内に整備することにより、水害を減らそうとしています。このような考え方を「総合治水」と呼んでいます。

総合治水を皆さんにより知っていただくために「ビジュアルボードフエア」を次のとおり開催します。ぜひご覧ください。

- とき 5月31日(出)～6月6日(金)
(月曜日を除く) 午前9時～午後9時
- ところ 北部公民館(里町)
- 内容 過去に浸水した場所を示した浸水実績図、浸透性舗装の仕組み、家庭でできる治水の方法などをわかりやすく展示

■家庭での治水対策に補助金

雨水をためる水槽を設けたり、水が染み込む舗装を施したりするなど、皆さんのご家庭でも、治水のためにできることがたくさんあります。次の設備を設ける場合には設置費の一部を補助します。詳しくは土木課へお問い合わせください。

- 補助対象設備 既存浄化槽転用雨水貯留槽、市販雨水貯留槽、雨水浸透ます、雨水浸透管、浸透U型側溝、透水性舗装など
- 補助限度額 15万円

問い合わせ▼土木課



今年4月に完成した大池公園(大東町)の雨水貯留施設。
3000m³の雨水をためることができる

福 社

児童手当の手続きはお済みですか?
該当する人はお早めに児童課へ

出産または転入後でまだ手続きをしていない人、前年に所得制限で支給対象にならなかった人、退職後に厚生年金へ再加入した人、現在支給されていない人などで該当すると思われる人は、5月中に児童課で手続きをお願いします。
なお、現在受給中の人には、6月初めに現況届を送りますので、6月中に手続きしてください。

- 対象 小学校就学前(6歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している人で、平成14年分の所得が制限額(下表参照)未満の人 ※公務員については勤務先でお尋ねください。
- 手当月額 第1子・第2子↓5000円 第3子以降↓1万円
- 支給方法 年3回(2月・6月・10月)に分け、4か月分をまとめて指定口座へ ※申請の翌月分から対象になります。

- 申請に必要なもの ①認め印 ②養育者名義の預金口座(郵便局は除く)の分かるもの ③平成15年度児童手当当用所得証明書(平成15年1月2日以降に本市に転入した人のみ)
- ④健康保険証 ⑤平成14年分の源泉徴収票または確定申告書の写し

扶養親族数 (控除対象 配偶者を含 む)	【児童手当】 国民年金加入・年金未加入の人		【特例給付】 厚生年金・共済加入の人	
	所得制限額 (給与所得控除 後の金額)	(給与支払金額 のみの場合) ※参考額	所得制限額 (給与所得控除 後の金額)	(給与支払金額 のみの場合) ※参考額
0人	309万円	(453万9999円)	468万円	(652万7999円)
1人	347万円	(501万5999円)	506万円	(695万5556円)
2人	385万円	(548万7999円)	544万円	(737万7778円)
3人	423万円	(596万3999円)	582万円	(780万0000円)
4人	461万円	(643万9999円)	620万円	(822万2223円)
5人	499万円	(687万7778円)	658万円	(864万4445円)
6人以上	1人増すごとに38万円加算		1人増すごとに38万円加算	

※次に該当する場合は、所得制限額に加えて判定(社会保険料8万円は加算済み)。
雑損・医療費・小規模企業共済等掛金控除の申告額、老年者控除50万円、障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除27万円、寡婦控除(特定)35万円、特別障害者控除40万円、老人扶養等控除6万円

問い合わせ▼児童課